

個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）の一部改正の新旧対照表

○平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号（個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（通則編））

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
個人情報保護に関する法律についてのガイドライン （通則編）	個人情報保護に関する法律についてのガイドライン （通則編）
目次 [略] 【凡例】 [略] ※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の 条番号は、 <u>令和 6 年 12 月 2 日時点</u> の条番号を示すものとする。	目次 [同左] 【凡例】 [同左] ※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の 条番号は、 <u>本ガイドラインの公表日（令和 5 年 12 月 27 日）</u> 時点の条 番号を示すものとする。
1 [略]	1 [同左]
2 定義	2 定義
2-1 [略]	2-1 [同左]

<p>[略]</p> <p>2-2 個人識別符号（法第 2 条第 2 項関係）</p>	<p>[同左]</p> <p>2-2 個人識別符号（法第 2 条第 2 項関係）</p>
<p>法第 2 条（第 2 項）</p> <p>[略]</p> <p>政令第 1 条</p> <p>個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 2 項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3)</u> 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 111 条の 2 第 1 項に規定する被保険者記号・番号等</p> <p><u>(4)</u> 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 14 条に規定する基礎年金番号</p> <p><u>(5)</u> 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 93 条第 1 項第 1 号の免許証の番号</p> <p><u>(6)</u> 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 13 号に規定する住民票コード</p> <p>[号を削る。]</p> <p><u>(7)</u> 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 161 条の 2 第 1 項に規定する被保険者番号等</p>	<p>法第 2 条（第 2 項）</p> <p>[同左]</p> <p>政令第 1 条</p> <p>個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 2 項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) [同左]</p> <p>[号を加える。]</p> <p><u>(3)</u> 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 14 条に規定する基礎年金番号</p> <p><u>(4)</u> 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 93 条第 1 項第 1 号の免許証の番号</p> <p><u>(5)</u> 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 13 号に規定する住民票コード</p> <p><u>(6)</u> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号</p> <p><u>(7)</u> 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号</p>

<p>(8) <u>介護保険法</u>（平成 9 年法律第 123 号）第 12 条第 3 項の被保険者証にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号</p> <p>(9) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</u>（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号</p> <p>(10) その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号</p> <p>規則第 2 条 [略]</p> <p>規則第 3 条 令第 1 条第 8 号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、<u>同号に規定する被保険者証の番号及び保険者番号</u>とする。 [号を削る。]</p>	<p>イ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 9 条第 2 項の被保険者証</p> <p>ロ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 54 条第 3 項の被保険者証</p> <p>ハ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 12 条第 3 項の被保険者証</p> <p>[号を加える。]</p> <p>[号を加える。]</p> <p>(8) その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号</p> <p>規則第 2 条 [同左]</p> <p>規則第 3 条 令第 1 条第 7 号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、<u>次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>令第 1 条第 7 号イ</u>に掲げる証明書 国民健康保険法（昭和 33</p>
---	---

<p>[号を削る。]</p> <p>[号を削る。]</p> <p>規則第 4 条</p> <p>令第 1 条第 10 号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 45 条第 1 項に規定する加入者等記号・番号等</p> <p>(6) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 112 条の 2 第 1 項に規定する組合員等記号・番号等</p> <p>(7) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 144 条の 24 の 2 第 1 項に規定する組合員等記号・番号等</p> <p>(8)・(9) [略]</p> <p>[略]</p>	<p>年法律第 192 号）第 111 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号</p> <p>(2) 令第 1 条第 7 号ロに掲げる証明書 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 161 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び被保険者番号</p> <p>(3) 令第 1 条第 7 号ハに掲げる証明書 同号ハに掲げる証明書の番号及び保険者番号</p> <p>規則第 4 条</p> <p>令第 1 条第 8 号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) [同左]</p> <p>(5) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 45 条第 1 項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号</p> <p>(6) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 112 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号</p> <p>(7) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 144 条の 24 の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号</p> <p>(8)・(9) [同左]</p> <p>[同左]</p>
<p>2-3～2-19 [略]</p>	<p>2-3～2-19 [同左]</p>
<p>3 個人情報取扱事業者等の義務</p> <p>3-1～3-7 [略]</p> <p>3-8 保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・</p>	<p>3 個人情報取扱事業者等の義務</p> <p>3-1～3-7 [同左]</p> <p>3-8 保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・</p>

<p>訂正等・利用停止等（法第 32 条～第 39 条関係） 3-8-1～3-8-6 [略] 3-8-7 開示等の請求等に応じる手続（法第 37 条関係）</p>	<p>訂正等・利用停止等（法第 32 条～第 39 条関係） 3-8-1～3-8-6 [同左] 3-8-7 開示等の請求等に応じる手続（法第 37 条関係）</p>
<p>[略] 個人情報取扱事業者は、開示等の請求等（※1）において、これを受け付ける方法として次の(1)から(4)までの事項を定めることができる。 (1)～(3) [略] (4) 保有個人データの利用目的の通知又は保有個人データの開示をする際に徴収する手数料の徴収方法 [略]</p>	<p>[同左] 個人情報取扱事業者は、開示等の請求等（※1）において、これを受け付ける方法として次の(1)から(4)までの事項を定めることができる。 (1)～(3) [同左] (4) 保有個人データの利用目的の通知又は保有個人データの開示をする際に徴収する手数料の徴収方法 [同左]</p>
<p>(※1) [略] (※2) [略] 事例 1) 来所の場合：運転免許証、健康保険の<u>資格確認書</u>、個人番号カード（マイナンバーカード）表面、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明、年金手帳、印鑑証明書と実印 事例 2) オンラインの場合：あらかじめ本人が個人情報取扱事業者に対して登録済みの ID とパスワード、公的個人認証による電子署名 事例 3) 電話の場合：あらかじめ本人が個人情報取扱事業者に対して登録済みの登録情報（生年月日等）、コールバック 事例 4) 送付（郵送、FAX 等）の場合：運転免許証や健康保険の<u>資格確認書等</u>の公的証明書のコピーの送付</p>	<p>(※1) [同左] (※2) [同左] 事例 1) 来所の場合：運転免許証、健康保険の<u>被保険者証</u>、個人番号カード（マイナンバーカード）表面、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明、年金手帳、印鑑証明書と実印 事例 2) オンラインの場合：あらかじめ本人が個人情報取扱事業者に対して登録済みの ID とパスワード、公的個人認証による電子署名 事例 3) 電話の場合：あらかじめ本人が個人情報取扱事業者に対して登録済みの登録情報（生年月日等）、コールバック 事例 4) 送付（郵送、FAX 等）の場合：運転免許証や健康保険の<u>被保険者証等</u>の公的証明書のコピーの送付</p>

<p>付を顧客等から受け、当該公的証明書のコピーに記載された顧客等の住所に宛てて文書を書留郵便により送付</p> <p>(※3) [略]</p>	<p>を顧客等から受け、当該公的証明書のコピーに記載された顧客等の住所に宛てて文書を書留郵便により送付</p> <p>(※3) [同左]</p>
<p>3-8-8～3-8-9 [略]</p> <p>3-9～3-11 [略]</p> <p>4～10 [略]</p> <p>[付録] [略]</p>	<p>3-8-8～3-8-9 [同左]</p> <p>3-9～3-11 [同左]</p> <p>4～10 [同左]</p> <p>[付録] [同左]</p>